



熊本県公報

第12787号
平成30年12月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 河川の公用廃止…………… (河川課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 4
- 大規模災害復旧等道路工事の完了…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 6
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (財産経営課) 6
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (//) 6
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (//) 7

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 8
- 公共測量の実施…………… (監理課) 8
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 9
- 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙の当選人…………… (都市計画課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 14
- 熊本県で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施…………… (財産経営課) 14
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施…………… (//) 18
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施…………… (//) 21
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 25

登 載 依 頼

- 平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の一部変更…………… (選挙管理委員会) 26
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 28
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 28
- 海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数…………… (//) 28
- 熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定める規則の一部を改正する規則…………… (警察本部生活環境課) 28

- 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第2項第4号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則……………（警察本部生活環境課） 29
 - 熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則……………（警察本部生活環境課） 29
 - 熊本県いじめ防止対策審議会（平成30年度第13回から第16回まで）の開催……………（いじめ防止対策審議会） 43
 - 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………（病院局総務経営課） 44
- 正 誤**
- 平成30年11月16日熊本県公告第715号（農用地利用配分計画の認可）中……………（農地・担い手支援課） 44

告 示

熊本県告示第1083号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県北広域本部土木部に備えて置いて縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の種類
一級河川菊池川水系上生川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年12月28日
- 3 廃川敷地等の位置
菊池市泗水町南田島字佐野田933番の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 92.25平方メートル

熊本県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田南 関線	玉名郡南関町大字久重字漆添 3334番3地先から 玉名郡南関町大字久重字津留 田 3386番4地先まで	前	4.5 ～ 29.5	186.2	単道改
			後	10.0 ～ 33.1		

- 2 区域を変更する期日 平成30年12月28日

熊本県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字砥石 1276番1地先から 上益城郡甲佐町大字上早川字尾ノ 上 1241番1地先まで	120.0	防災安全 改築
------	------------	---	-------	------------

2 供用を開始する期日 平成30年12月28日

熊本県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	大津植木 線	菊池郡菊陽町大字原水字村上 4124番3地先から	127.3	単道改
一般県道	大津西合 志線	菊池郡菊陽町大字原水字井出上 4369番3地先まで		

2 供用を開始する期日 平成30年12月28日

熊本県告示第1087号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人白 日会 宇土市南段原町 161番地の2	特別養護老人ホー ム 照古苑 宇土市南段原町1 61番地の2	431100130	平成30年1 2月18日	介護老人福 祉施設

熊本県告示第1088号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人白 日会 宇土市南段原町 161番地の2	照古苑ひまわりホ ーム 宇土市松山町19 88番地	431100373	平成30年1 2月18日	地域密着型 介護老人福 祉施設

熊本県告示第1089号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人白 日会 宇土市南段原町 161番地の2	照古苑ひまわりホ ーム 宇土市松山町19 88番地	431100373	平成30年1 2月18日	地域密着型 介護老人福 祉施設

熊本県告示第1090号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターさくらんぼ 荒尾市増永2896番地5	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 理事長 片岡 宏明	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成30年 12月31日
C a n d o 水俣 水俣市大黒町二丁目3番6-2号	一般社団法人九州福祉会 八代市田中東町27-11 代表理事 増田 利明	就労継続支援A型	平成30年 12月31日
就労移行支援事業所 あいランド 宇城市三角町波多1160-179	NPO法人あいランド 宇城市三角町波多1160-17 理事長 濱田 真和	就労移行支援	平成30年 12月31日

熊本県告示第1091号

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第46条第2項の規定により熊本県知事において実施中の南阿蘇村道の特定災害復旧等道路工事のうち、一部の路線については次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第18条の規定により準用する同令第17条第1項の規定により告示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

路線名	工事の区間	工事の完了の日
ゴルフ場～湯の谷線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字猿渡から同村大字河陽字吉岡まで	平成30年12月28日

熊本県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考

一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字花鳥 1621番1地先から 同所 1625番1地先まで	53.8	単道改
------	--------	--	------	-----

2 供用を開始する期日 平成31年1月8日

熊本県告示第1093号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
八代敬仁病院 介護療養型医療施設 八代市海士江町2817番地	医療法人敬仁会	平成30年12月9日	介護療養型医療施設

熊本県告示第1094号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ウェルネス御船 上益城郡御船町大字滝尾 6523番112号	特定非営利活動法人SKウェルネス 上益城郡御船町大字滝尾 6523番112号 渡邊俊一	同行援護	平成30年12月20日
ホームヘルプ ハンドシェア 上益城郡嘉島町大字北甘木 2312番地	合同会社 pay for ward 上益城郡嘉島町大字北甘木 2312番地 宮川 誠	居宅介護 重度訪問介護	平成30年12月20日

熊本県告示第1095号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山 同所 504番2地先から 512番地先まで	37.7	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月28日

熊本県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字滝尾字上広瀬 1079番1地先から 同所 1079番1地先まで	45.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月28日

熊本県告示第1097号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項
熊本県庁で使用する電気

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成31年1月18日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含む）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第1098号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成31年1月18日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含む。）まで行う。

熊本県告示第1099号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成31年1月18日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

- 1日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含め、日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

公 告**熊本県公告第790号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字峠1857番8、同1857番9、同1866番5及び水路の一部
1,684.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1927番地1 有高ビル101号
ランドハウジング株式会社

熊本県公告第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字七ツ石2977番1、同2977番3、同2977番4、同2977番5及び同2977番6
4,453.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2328番1、同2329番及び同2331番
2,826.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼1747番地
富永 連

熊本県公告第793号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷1692番9、同1694番1及び同1694番2
277.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島1692番地
森島 圭一郎

熊本県公告第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実

施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点設置）	平成30年12月19日から 平成31年 3月18日まで	八代市豊原上町地内他

熊本県公告第795号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区长嶺南八丁目8番55号
- 2 築造者の氏名 株式会社アネシス
- 3 道路の位置 合志市豊岡字拾三町2000番2587
- 4 道路の幅員 5.01メートルから5.04メートルまで
- 5 道路の延長 35.53メートル
- 6 指定年月日 平成30年12月7日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第306号

熊本県公告第796号

平成30年12月23日に実施した熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙において、宅地の所有者から選挙される委員の当選人を、次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

また、借地権のうちから選挙される委員については、当選人がなかったので、同令第38条の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宅地の所有者から選挙される委員の当選人

- | | |
|-------|-----------------------|
| 氏名 | 住 所 |
| 尾方 總一 | 熊本県上益城郡益城町大字寺迫67番地2 |
| 岡元 正樹 | 熊本県上益城郡益城町大字宮園502番地10 |
| 萱野 保代 | 熊本県上益城郡益城町大字木山379番地5 |
| 田上 清 | 熊本県上益城郡益城町大字木山483番地 |
| 富田 正壽 | 熊本県上益城郡益城町大字木山394番地1 |

熊本県公告第797号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字宮ノ本863番1、同863番2、同863番3、同863番4及び同863番5
1,453.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット
上益城郡益城町大字安永710番地
吉村 文博

熊本県公告第798号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	---------------

氏名又は名称	住 所	
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字杉堂字東高遊840番ほか3筆
農事組合法人かみだ	阿蘇郡小国町上田	阿蘇郡小国町大字上田字名原4203番ほか4筆

2 認可年月日
平成30年12月21日

熊本県公告第799号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田中 克知	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2256番4ほか2筆
大石 萬	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字井手ノ下2471番3ほか2筆
皆越 直樹	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字木上南字松木園1699番4ほか15筆
株式会社興陽農援	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下原2876番ほか2筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字下野原1830番1ほか1筆
有限会社石松樹苗園	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字岡ノ下2141番3ほか2筆
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3344番
廣田 耕作	天草市本町本	天草市本町本字轟8091番2
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字下後新田9306番8
佐々木 克巳	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5207番161
熊本部品株式会社	天草市楠浦町	天草市新和町小宮地字藏ノ前320番2
筒井 洋充	天草市有明町大浦	天草市有明町大浦字竹下2875番2ほか5筆
田中 秀和	天草郡苓北町白木尾	天草郡苓北町志岐字横枕873番1
田山 義孝	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字射場ノ元816番
林田 和幸	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字神ノ迫2921番1ほか4筆
平田 光洋	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字沖ノ田33番
平田 光洋	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字庵ノ迫4302番2
笹山 國廣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字庵ノ迫4288番2ほか1筆
笹山 國廣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字多田羅715番1
大仁田 秀雄	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字中ノ田91番ほか1筆
松本 唯明	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字山下3831番

2 認可年月日

平成30年12月21日

熊本県公告第800号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 和典	熊本市北区龍田町弓削	熊本市東区弓削町241番1
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字上内2397番ほか3筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字寺田3402番1ほか2筆
有限会社グリーンファーム	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町1493番ほか1筆
宮本 一雄	熊本市西区上代	熊本市西区上代十丁目2718番
ウシジマ青果株式会社	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字上越2781番ほか9筆
榎永 築	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字旗3503番ほか5筆
濱口 信洋	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字北加倉547番1
中川 裕晶	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字狸穴680番
濱口 桂介	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字北実底1700番1
株式会社はなど	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町鰐瀬字毛頭田1766番1ほか1筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字木下29番ほか11筆
藤本 博昭	熊本市南区白石町	熊本市南区白石町字南七反田62番
田中 祥一郎	熊本市南区白石町	熊本市南区白石町字南二丁分449番1
藤本 昌弘	熊本市南区白石町	熊本市南区白石町字中七反田100番
西村 幸将	熊本市南区孫代町	熊本市南区白石町字南六反田393番1ほか1筆
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字淘揚4515番1ほか1筆 〔一時利用地 熊本市西区西松尾町字浜成107番13〕
前田 和宏	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字井ノ迫248番ほか23筆
津田 眞吉	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町亀甲字東池上2007番3ほか4筆
廣岡 昌義	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字迎田102番

2 認可年月日

平成30年12月26日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社アグリパートナーきくち	菊池市旭志川辺	菊池市七城町清水字堀田806番ほか3筆
永松 治雄	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字古閑前3014番1
久川 裕徳	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字下谷3440番ほか2筆
工藤 祐介	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字前田2750番1ほか16筆
牧 喜代志	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字下谷3454番ほか1筆
牧 喜代志	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字下出2915番
株式会社みるく屋	菊池市旭志弁利	菊池市旭志小原字古宮1321番ほか3筆
本田 真人	菊池市旭志新明	菊池市旭志小原字拝高868番2ほか6筆
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字東沓掛1160番24ほか3筆
農事組合法人よなだ	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字前田2104番1ほか6筆
平川 哲朗	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字鞍田1268番1
船津 公仁	玉名郡南関町上長田	玉名郡南関町大字細永字白毛原5000番
蒲池 恭一	玉名郡和水町上板楠	玉名郡南関町大字豊永字梅葉諏訪2566番1ほか8筆

2 認可年月日
平成30年12月26日

熊本県公告第802号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井副 祐二	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2225番1ほか1筆
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字壺八番割635番1ほか15筆
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参四番割1281番1ほか2筆
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参七番割1402番ほか2筆
俵 幸一	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参七番割1402番ほか2筆

黒川 泰志	天草市下浦町	天草市下浦町字上湯貫新田194番2ほか4筆
松岡 康隆	天草市下浦町	天草市下浦町字友浦157番ほか2筆
草積 久	天草市下浦町	天草市下浦町字上湯貫新田194番2ほか4筆
黒川 寛	天草市下浦町	天草市下浦町字上湯貫新田196番1ほか2筆
松岡 輝雄	天草市下浦町	天草市下浦町字上湯貫新田205番ほか7筆
池田 隆二	天草市下浦町	天草市下浦町字下湯貫新田161番1ほか5筆
池田 博正	天草市有明町下津浦	天草市下浦町字下湯貫新田165番1ほか6筆
株式会社光延農園	天草市古川町	天草市下浦町字下湯貫新田170番2ほか18筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字葭ノ口3229番23ほか14筆
熊本部品株式会社	天草市楠浦町	天草市下浦町字上湯貫新田201番1ほか38筆

2 認可年月日
平成30年12月26日

熊本県公告第803号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1442番ほか9筆 〔一時利用地〕 玉名市岱明町扇崎字下牟田20番2ほか4筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1493番ほか12筆 〔一時利用地〕 玉名市岱明町扇崎字下牟田21番1ほか3筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1045番ほか2筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添994番ほか3筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除922番1ほか3筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田975番ほか2筆
株式会社クマヒロファーム	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊崎191番13ほか4筆
多田 浩一	八代市中北町	八代市中北町字中牟田3592番1ほか5筆

農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字上笹原4505番1ほか4筆
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字舟ノ鼻3124番1
東 一善	人吉市下漆田町	人吉市大字下漆田町字東前田3204番
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字奥野字上畑中958番ほか7筆
松本 廣幸	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡多良木町大字多良木字古多良木4063番ほか1筆
高口 秀敏	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字今村1493番ほか3筆

2 認可年月日
平成30年12月28日

熊本県公告第804号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小浜あぐり合同会社	玉名市小浜	玉名市小浜字上牟田399番1ほか5筆

2 認可年月日
平成30年12月28日

熊本県公告第805号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県庁で使用する電気
- (2) 予定数量
9,983,005キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (7) 供給場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

- イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
 - 電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 - 公告の日から平成31年1月25日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
 - 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 - 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
 - (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 - 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年1月25日（金）午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 - 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月7日（木）まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
 - 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成31年2月7日（木）午前10時
 - (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 - (ウ) 入札書の提出方法
 - くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月6日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
 - 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 - 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 - なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (6) 入札の無効
 - 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
 - (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 9,983,005 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
 - (2) Date and Place for Tender:
Date: February 7, 2019, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: +81-96-333-2089
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第806号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
 - (2) 予定数量
4, 179, 367キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
 - (7) 供給場所
仕様書による。（25施設）
 - (8) 契約の種類
25施設毎の各単価による単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額のうち平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に係る金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）と、入札金額のうち平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に係る金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とを合計した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に係る金額については当該金額の108分の100、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に係る金額については当該金額の110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。
 - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- #### 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札参加資格審査申請内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成31年1月18日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.512キログラム以下であること。
なお、平成30年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.512キログラム以下であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年1月25日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年1月25日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札

説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月7日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月6日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(7) 日時 平成31年2月7日(木)午前10時

(4) 場所 1(4)の入札担当部局

(9) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(7)の日時に(4)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月6日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。書面により入札書をお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
 電話番号 096-333-2089
 ファックス番号 096-384-3792
 イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
 (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 4,179,367 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
 (2) Date and Place for Tender:
 Date: February 7, 2019, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Property Management Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: +81-96-333-2089
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第807号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
 熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
 (2) 予定数量
 9,735,234キロワット時
 (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 (4) 調達物品に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 (5) 調達物品の内容
 4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その

- であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
 - ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
 - (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間

公告の日から平成31年1月25日（金）午後5時まで
 - (4) 提出先

1 (4)の入札担当部局
 - (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年1月25日（金）午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月7日（木）まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成31年2月7日（木）午前10時
 - (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 - (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月6日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再

入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
 イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代替することができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
 電話番号 096-333-2089
 ファックス番号 096-384-3792
 イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
 熊本県出入札管理課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 9,735,234 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 7, 2019, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第808号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月28日から平成31年1月10日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社まきの農園	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字府領字南原2015番
水田 伸洋	上益城郡山都町麻山	上益城郡山都町麻山字前田174番ほか20筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字鹿生野64番2ほか2筆
農事組合法人夢楽豊	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字横井場853番ほか9筆
株式会社KAFFS	合志市野々島	合志市野々島字野々島1860番1ほか2筆
灰塚農事組合法人	菊池郡大津町灰塚	菊池郡大津町大字灰塚字東大畑234番ほか43筆
川端 哲男	菊池郡菊陽町馬場楠	菊池郡菊陽町大字馬場楠字楯ノ迫864番
後藤 浩二	玉名市横田	玉名市宮原字橋ノ詰878番1
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市宮原字橋ノ詰878番1
坂元 良輔	玉名郡南関町久重	玉名郡南関町大字久重字荒巻1352番ほか2筆
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市山田字平原508番1
株式会社阿蘇村上農場	阿蘇市永草	阿蘇市永草字下井手下761番ほか11筆
洞田貫 真也	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧字南新井手902番ほか6筆

2 申請年月日
平成30年12月19日

登 載 依 頼

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 5 号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における公職の候補者西野太亮の出納責任者中竹慎也から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動に関する収支報告書の訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成30年4月6日熊本県選挙管理委員会第9号（平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

平成30年12月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

※下線部が訂正箇所 (H30.10.24)

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (熊本県第2区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,887,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西野太亮	所属党派	無所属	期 間	9月22日から 11月3日まで	第1回分
出納責任者	中竹慎也					
収入			8,500,000円	支出	9,952,021円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家 費		
太翔会	政治団体	8,500,000		件 屋 費	640,000	
				選挙事務所費	3,233,656	
				集合会場費	2,445,551	
				通 信 費	788,105	
				交 通 費	654,115	
				印 刷 費	31,310	
				広 告 費	1,866,920	
				文 具 費	1,584,524	
				食 糧 費	354,731	
				休 泊 費	127,535	
その他の寄附		0		雑 費	0	
その他の収入		0			1,459,230	
今 回 計		8,500,000	今 回 計		9,952,021	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		8,500,000	総 計		9,952,021	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	252,000円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	1,159,920円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,161円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,360円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,100円
	計	2,427,541円

報告書受理年月日 平成29年11月6日 第1回目

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (熊本県第2区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,887,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西野太亮	所属党派	無所属	期 間	11月22日から 11月30日まで	第2回分
出納責任者	中竹慎也					
収入			8,500,000円	支出	10,574,380円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家 費		
				件 屋 費	0	
				選挙事務所費	112,320	
				集合会場費	0	
				通 信 費	112,320	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	75,297	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	167,565	
				休 泊 費	0	
その他の寄附		0		雑 費	0	
その他の収入		0			267,177	
今 回 計		0	今 回 計		622,359	
前 回 計		8,500,000	前 回 計		9,952,021	
総 計		8,500,000	総 計		10,574,380	

報告書受理年月日 平成30年1月22日 第2回目

熊本県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年12月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

その総数の50分の1 29,595
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284,965

熊本県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年12月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

その総数の3分の1の数	
選挙区名	
熊本市第二選挙区	60,673
八代市・八代郡選挙区	38,967
人吉市選挙区	9,170
荒尾市選挙区	14,836
水俣市選挙区	7,077
玉名市選挙区	18,589
天草市・天草郡選挙区	25,364
山鹿市選挙区	14,839
菊池市選挙区	13,638
宇土市選挙区	10,310
上天草市選挙区	7,963
宇城市・下益城郡選挙区	19,605
阿蘇市選挙区	7,477
合志市選挙区	16,168
玉名郡選挙区	11,672
菊池郡選挙区	20,043
阿蘇郡選挙区	10,428
上益城郡選挙区	23,718
葦北郡選挙区	6,429
球磨郡選挙区	15,331
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	137,142

熊本県選挙管理委員会告示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

熊本県有明海区	702
天草不知火海区	700

熊本県公安委員会規則第9号

熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月28日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定める規則の一部を改正する規則

熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定める規則（平成22年熊本県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「市道花畑町慶徳堀町第1号線、市道紺屋今町第5号線」を「市道紺屋今町花畑町第1号線、市道紺屋今町辛島町第1号線」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる道路の名称及び区域は、平成30年12月28日現在における名称及び区域によるものとする。

附 則
この規則は、平成30年12月28日から施行する。

熊本県公安委員会規則第10号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第2項第4号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成30年12月28日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子
熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第2項第4号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則
熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第2項第4号に規定する日及び地域を定める規則（平成11年熊本県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表植木町はつてん祭の項を削り、同表中「山鹿温泉祭」を「山鹿さくら湯開湯まつり」に、「阿蘇火の山まつり」を「大阿蘇火の山まつり」に、「青井阿蘇神社例大祭おくんち祭り」を「青井阿蘇神社例大祭おくんち祭」に改める。

附 則
この規則は、平成30年12月28日から施行する。

熊本県公安委員会規則第11号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則を次のように定める。
平成30年12月28日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子
熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(風俗案内業の開始の届出)

第3条 条例第3条第1項の届出書（以下「風俗案内業開始届出書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 風俗案内業開始届出書の提出は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに行わなければならない。

3 条例第3条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人にあっては、生年月日
- (2) 法人にあっては、代表者の住所及び生年月日並びに役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日
- (3) 風俗案内業を開始しようとする年月日
- (4) 条例第13条第1項の管理者の生年月日
- (5) 風俗案内業を行う時間
- (6) 条例第14条第5号の規定による表示の方法

(風俗案内業の廃止等の届出)
第4条 条例第3条第2項の届出書の様式は、風俗案内業を廃止した場合の届出に係る届出書（以下「廃止届出書」という。）にあっては別記様式第2号のとおりとし、同条第1項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあっては、風俗案内所の名称に限る。）に変更があった場合の届出に係る届出書（以下「変更届出書」という。）にあっては別記様式第3号のとおりとする。

2 条例第3条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 廃止届出書 廃止年月日及び廃止の事由
- (2) 変更届出書 当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

3 廃止届出書又は変更届出書の提出は、当該風俗案内業の廃止又は変更の日から10日以内に行わなければならない。

(風俗案内所の所在地の変更に係る届出)

(表示等を禁止する写真、雑誌、図画その他の物品等に関する基準)
 第15条 条例第14条第4号アの公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為を表すもの
- (2) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (3) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす業務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者である人を誤認させるようなもの
- (4) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する業務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者である人を誤認させるようなもの
- (5) 全裸又は半裸の人の姿態(衣服等が透けた状態を含む。)を表すもの
- (6) 通常衣服で隠されて^{でん}いる下着又は身体が見える状態にある人の姿態を表すもの
- (7) 人の陰部、胸部又は臀部を強調して表すもの
- (8) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (9) 水着又は接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に用いられる衣装を着用した人の姿態を表すもの

2 条例第14条第4号イの公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (2) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すもの
- (3) 下着姿を表すもの
- (4) 陰部、胸部又は臀部を表すもので、卑わいな感じを与えるもの
- (5) 性的な行為又は卑わいな行為を表すもの
- (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (7) 性風俗特殊営業を表すもの
- (8) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの
(少年の利用禁止の表示)

第16条 条例第14条第5号の規定による表示は、同号の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。
(指示)

第17条 条例第15条の指示は、指示書(別記様式第5号)を送達して行うものとする。
(風俗案内業の停止等)

第18条 条例第16条第1項の規定による風俗案内業の停止の命令は、事業停止命令書(別記様式第6号)を送達して行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による風俗案内業の廃止の命令は、事業廃止命令書(別記様式第7号)を送達して行うものとする。
(証明書の様式)

第19条 条例第18条第3項の証明書は、警察官にあつては警察手帳とし、警察官以外の警察職員にあつては身分証明書(別記様式第8号)とする。
(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

習俗的行事その他の特別な事情	地域
本妙寺頓写会	熊本市
火の国まつり	熊本市
藤崎八幡宮例大祭	熊本市
玉名大俵まつり	玉名市
和水町古墳祭	和水町
四山神社大祭	荒尾市
山鹿さくら湯開湯まつり	山鹿市
山鹿灯籠まつり	山鹿市
菊池夏まつり	菊池市
菊池神社秋祭り	菊池市
大津地藏祭	大津町
大阿蘇火の山まつり	阿蘇市
風鎮祭	高森町
八朔祭	山都町
うと地藏まつり	宇土市

氷室祭	八代市
八代くま川祭り	八代市
やつしろ全国花火競技大会	八代市
八代妙見祭	八代市
恋龍祭	水俣市
日本百名城 人吉お城まつり	人吉市
青井阿蘇神社例大祭おくんち祭	人吉市
恵比須神社秋季大祭	多良木町
天草ほんどハイヤ祭り	天草市
牛深ハイヤ祭り	天草市
天草五橋祭	上天草市

別表第2（第14条関係）

地 域	数 値		
	昼間	夜間	深夜
1 条例第7条第1項 第1号に掲げる地域	50 デシベル	午後10時前の夜間 45 デシベル 午後10時以後の夜間 40 デシベル	40 デシベル
2 1に掲げる地域以 外の地域	60 デシベル	午後10時前の夜間 55 デシベル 午後10時以後の夜間 50 デシベル	50 デシベル

備考

- 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。
- 2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前0時前の時間をいう。
- 3 「深夜」とは、午前0時から午前6時までの時間をいう。

別記様式第1号（その1）（第3条関係）

		※受理 年月日		※受理 番号	
風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書					
年 月 日					
熊本県公安委員会 殿					
届出者 住所					
氏名 印					
(法人にあつては、その所在地及び名称)					
熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第 項の規定により届出をします。					
		(ふりがな)	-----		
氏 名					
[法人にあつては、 その名称]					
住 所		〒			
[法人にあつては、その 主たる事務所の所在地]			電話番号		
生 年 月 日			年	月	日生
		(ふりがな)	-----		
そ 法 人 に 代 表 者 は、	氏 名				
	住 所		〒		
				電話番号	
生 年 月 日			年	月	日生
風届 俗出 案に 内係 所る		(ふりがな)	-----		
名 称					
所 在 地		〒			
			電話番号		
		(ふりがな)	-----		
管 理 者	氏 名				
	住 所		〒		
				電話番号	
生 年 月 日			年	月	日生

別記様式第1号(その2) (第3条関係)

法 人 の 役 員	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	〒
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	〒
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	〒
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	〒
	生 年 月 日	年 月 日生

別記様式第1号(その3) (第3条関係)

風俗案内業を開始しようとする年月日	年 月 日
風俗案内を行う営業の別	<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業
風俗案内業を行う時間	(接待風俗営業) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
	(性風俗特殊営業) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者が利用してはならない旨を表示する方法	

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 法人でない場合は、別記様式第1号(その2)の添付を要しない。
- 4 風俗案内を行う営業の別欄には、該当する□に印を付けること。
- 5 風俗案内を行う営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号に掲げる営業をいう。
- 6 風俗案内業を行う時間欄は、午前又は午後のいずれかを○で囲むこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2号 (第4条関係)

	※受理 年月日		※受理 番号
<h2 style="margin: 0;">廃止届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その所在地及び名称)</p> <p>熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第 項の規定により届出をします。</p>			
(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、 その名称〕			
住 所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕	〒 電話番号		
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名			
風俗 案内 系 所 る	(ふりがな) 名 称 所 在 地		
廃止年月日		年 月 日	
廃止の事由			

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3号 (第4条関係)

	※受理 年月日		※受理 番号	
<p>変 更 届 出 書</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align:center;">届出者 住所</p> <p style="text-align:center;">氏名 印</p> <p style="text-align:center;">(法人にあつては、その所在地及び名称)</p> <p>熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第2項の規定により届出をします。</p>				
(ふりがな) 氏 名 [法人にあつては、 そ の 名 称]				
住 所 [法人にあつては、その 主たる事務所の所在地]	〒	電話番号		
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名				
風変 俗更 案に 内係 所る	(ふりがな) 名 称 所 在 地	〒	電話番号	
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 事 項	新	旧		
変 更 の 事 由				

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4号 (第11条関係)

風 俗 営 業 等 確 認 簿

確 認 年 月 日	営業所の名称及び所在地	営業者の氏名 (法人にあっては、その名称)	営業の別	確認した書面の番号		担当者	開始年月日	
				第	号		第	号
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号			
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号			
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号			
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号			
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号			
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号			

備考
 1 営業の別欄及び確認した書面の番号欄には、該当する□に印を付けること。
 2 営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号に掲げる営業をいう。
 3 確認した書面の番号欄の「営業許可証」とは法第5条第2項の許可証を、「承認通知書」とは法第7条第1項、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の承認に係る熊本県公安委員会が交付した書面を、「届出確認書」とは法第27条第4項の書面をいう。
 4 担当者欄には、確認に係る業務を担当した従業員の氏名を記載すること。
 5 開始年月日及び終了年月日欄には、それぞれ対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日を記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第 5 号 (第 1 7 条関係)

熊本県公安委員会達 () 第 号

指 示 書

住所

氏名 殿

(法人にあつては、その所在地及び名称)

熊本県風俗案内業の規制に関する条例第 1 5 条の規定により、下記のとおり指示する。

記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 指示事項
- 3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第6号（第18条関係）

熊本県公安委員会達（ ）第 号

事 業 停 止 命 令 書

住所

氏名 殿

（法人にあつては、その所在地及び名称）

熊本県風俗案内業の規制に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり風俗案内業の停止を命ずる。

記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 停止の範囲
- 3 停止の期間
- 4 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第7号（第18条関係）

熊本県公安委員会達（ ）第 号

事業廃止命令書

住所

氏名 殿

（法人にあつては、その所在地及び名称）

熊本県風俗案内業の規制に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり風俗案内業の廃止を命ずる。

記

1 風俗案内所の所在地及び名称

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 8 号(第 1 9 条関係)

(表)

	<p>身 分 証 明 書</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p>	<p>第 号</p> <p style="font-size: 2em;">54.0</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>		
<p>上記の者は、熊本県風俗案内業の規制に関する条例第 1 8 条第 2 項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">熊本県公安委員会 印</p>		
<p>← 85.6 →</p>		

(裏)

熊本県風俗案内業の規制に関する条例 (抜粋)

(調査)

第 1 8 条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、風俗案内業者又はその代理人等は、当該立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

熊本県いじめ防止対策審議会公告第 1 3 号

熊本県いじめ防止対策審議会 (平成 3 0 年度第 1 3 回から第 1 6 回まで) の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

1 開催日時及び開催場所

(1) 第 1 3 回熊本県いじめ防止対策審議会

平成 3 1 年 1 月 1 0 日 (木) 午前 9 時から午前 1 1 時 2 0 分まで

- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- (2) 第14回熊本県いじめ防止対策審議会
平成31年1月17日(木) 午前9時から午前11時20分まで
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室
- (3) 第15回熊本県いじめ防止対策審議会
平成31年1月21日(月) 午前9時から午前11時20分まで
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室
- (4) 第16回熊本県いじめ防止対策審議会
平成31年1月28日(月) 午前9時から午前11時20分まで
- 熊本市中央区水前寺公園28番51号 ホテル熊本テルサ 2階 小会議室1
- 2 議題
 - (1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
 - (2) 審議
- 3 傍聴者の定員
10人
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 5 その他
今回の審議会では、「2 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)

熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年12月28日

熊本県病院事業管理者 三角浩一

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
熊本県病院局職員の給与に関する規程(平成20年熊本県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「6,800円」を「7,300円」に改め、同項第2号ア中「3,300円」を「3,550円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,150円」に改める。

第13条第1号中「20,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「7,200円」を「7,400円」に改める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

正 誤

平成30年11月16日熊本県公告第715号(農用地利用配分計画の認可)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	49	人吉市	八代市